

幸区地域包括支援センター運営協議会公募委員選考委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）第5条の3第2項第4号に規定する幸区地域包括支援センター運営協議会の公募による委員の選考を行うため、幸区役所に幸区地域包括支援センター運営協議会公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選考委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 公募委員の選考に関する事。
- (2) 公募委員の選考基準に関する事。
- (3) 公募委員の選考結果を区長に報告する事。
- (4) その他委員の選考にあたり必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副区長
- (2) 区民サービス部長
- (3) 保健福祉センター所長
- (4) 保健福祉センター副所長
- (5) 地域支援担当課長
- (6) 高齢・障害課長

(委員長)

第4条 前条のうち、副区長を委員長とする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会の定足数は、委員の過半数とする。

3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、幸区役所保健福祉センター地域支援担当において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(幸区地域包括支援センター運営協議会委員公募委員選考委員会設置要領の廃止)
- 2 幸区地域包括支援センター運営協議会委員公募委員選考委員会設置要領は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。